

仕様書

1 件名

自動販売機設置場所の貸付け（神奈川県警察本部庁舎ほか55施設）

2 入札物件番号

2

3 機器の条件

- (1) 環境省が作成した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月)」の「判断の基準」に基づいた調達を実施すること。
- (2) 各施設ごとの機器の設置場所に応じて、入札説明書別紙1「入札物件一覧表」の自動販売機個別条件により、必要な機能を搭載又は付帯すること。ただし、災害救援ベンダー及びキャッシュレス決済機能については、令和8年6月30日までに搭載又は付帯すること。
なお、この間については、入札説明書別紙1「入札物件一覧表」に記載する前記機能を搭載又は付帯しない機器の設置も可能とする。
- (3) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (4) 硬貨及び千円紙幣が使用できること。
- (5) ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること。ただし、貸付面積等の理由によりユニバーサルデザインに配慮した機器が設置できない場合には、施設管理者の判断に委ねること。

4 販売条件

- (1) 缶、ビン、ペットボトル等密閉式の容器入りの清涼飲料水（炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶、お茶、スポーツ飲料等）を販売するものとし、酒類及びたばこは販売しないこと。
- (2) 施設管理者と協議の上、貸付け面積の範囲内で自動販売機及びオフィス軽食サービスによる棚（以下「自動販売機等」という。）を設置し、食料品を販売することを可能とする。
なお、施設管理者が清涼飲料水の販売を優先したい意向を示す場合等においては、当該商品に優先して軽食サービスを提供することは不可とする。
- (3) 清涼飲料水の販売においては、標準販売価格（定価）より20円引き以上とすること。

5 安全対策に係る条件

- (1) 設置
自動販売機等を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本産業規格（JIS）の据付基準又は清涼飲料自販機協議会作成の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止措置を講じること。
また、固定方法等転倒防止措置については、施設管理者と協議すること。
- (2) 食品衛生等
衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく当該県有施設の施設管理者にその許可証を明示すること。
- (3) 防犯

偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、また、屋内設置であっても一般社団法人日本自動販売システム機械工業会作成の自販機堅牢化基準を遵守し、犯罪防止に努めること。

6 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機等の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 商品補充、廃棄物の搬出時間等については、施設管理者の指示に従うこと。
- (3) 商品の賞味期限及び消費期限に注意すること。
- (4) 自動販売機等の故障、問合せ及び苦情については、借主の責任において対応し、連絡先を自動販売機等の見やすい位置に明示すること。
- (5) 自動販売機等に併設して、回収ボックス（ゴミ箱）を設置し、借主の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。また、販売数量に応じて貸付面積の範囲内で必要な回収ボックス（ゴミ箱）の増設を行うこと。

なお、販売品目に合わせて利用者が缶・ビン、ペットボトル（剥離後のラベルを含む）、ペットボトルのキャップの3種類の分別ができるようにすること。

- (6) 自動販売機等設置に伴う事故については、貸主の責に帰する事由による場合を除き、借主がその責を負うこと。
- (7) 商品等の盗難及び破損について、貸主の責に帰することが明らかな場合を除き、貸主はその責を負わない。
- (8) 借主は、商品及び自動販売機等が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (9) 自動販売機等及び回収ボックス（ゴミ箱）の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、借主が負担すること。
- (10) 借主は、落札した貸付料とは別途に、光熱水費を負担すること。この場合、借主は子メーター（計量法第16条により、検定証印又は基準適合証印が付されているものであって、この有効期限を経過していないもの）を設置すること。また、子メーターの使用有効期限が満了することのないよう適切に管理すること。
- (11) 自動販売機等の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の一部を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を貸主に提出すること。

7 売上状況等の報告

本件貸付けに係る自動販売機の売上状況について、毎年4月30日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額を当該県有施設の施設管理者あてに報告すること。

ただし、前記報告以外に随時に、前月までの売上について施設管理者が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。

8 回収容器のリサイクルフローの報告

回収物のリサイクル状況について、自動販売機等の設置後速やかにリサイクルフローを当該県有施設の施設管理者に報告すること。また、設置期間中に当該リサイクルフローが変更となる場合は、変更後のリサイクルフローを速やかに報告すること（別添参照）。

回収したペットボトル本体は、ペットボトル原料としてのリサイクルに努めること。

9 その他

- (1) 自動販売機等設置前に、施設管理者あてに設置しようとする機器（回収ボックス（ゴミ箱）を含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

- (2) 契約の解除等により自動販売機等を撤去する場合は、原状に回復して当該県有施設の施設管理者の確認を受けなければならない。
- (3) 設置場所施設に係る工事や設備点検等、貸主の都合により、一定期間自動販売機等の利用が制限される場合がある。
- (4) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度借主と貸主とで協議の上、定めるものとする。

回収容器のリサイクルフロー

1 フローの内容

フローは任意様式とし、次の①から④の内容を含むこと。

① 回収物の種類

例 スチール缶、アルミ缶、ガラス瓶、紙容器、ペットボトル

② 回収物の処理（運搬及び処分）を委託する場合は、委託先の名称、住所等

例 収集運搬業者 (株)〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇
中間処理事業者 (株)×× ××県××市××町×ー×

③ ②以外で、回収物のリサイクル工程で処理を行う各事業者の名称、住所等

例 2次処理業者 (株)□□ □□県□□市□□町□ー□
3次処理業者 (株)△△ △△県△△市△△町△ー△

④ 回収物の再生利用用途

例 スチール缶 → スチール缶原料等
アルミ缶 → アルミ缶原料等
ビン → ビン原料等
紙容器 → 紙、段ボール原料等
ペットボトル → ボトル：ペットボトル原料等
キャップ：プラスチック製品原料等
ラベル：燃料化等

2 フローの記載例

